

災害時におけるLPガスの供給に関する協定

岐阜県（以下「甲」という。）と社団法人岐阜県エルピーガス協会（以下「乙」という。）とは、岐阜県内において地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救援活動を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（協力体制の確保）

第1条 災害時に必要なLPガスの調達及び安定供給を行うため、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、それを受けて乙の支部に対して必要な指導を行うものとする。
2 甲は、市町村と乙の支部とが災害時のLPガスの調達及び安定供給に関する協定等を締結する場合に必要な協力を行い、乙は、支部に対して同協定の締結を指導するものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲がLPガスを必要とするときは、甲は、乙及び乙の支部（以下「乙等」という。）に対して、LPガスの供給について協力を要請することができる。

（協力義務）

第3条 乙等は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、LPガスの優先供給及び運搬について積極的に協力を努めるものとする。

（運搬）

第4条 LPガスの運搬は、甲又は乙等の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙等に運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第5条 前2条の規定により乙等が供給したLPガスの対価及び乙等が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する対価及び費用は、乙等又は乙等の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲と乙等とで協議の上、決定するものとする。

（引き渡し）

第6条 LPガスの引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認の上引き取るものとする。

（価格高騰の防止）

第7条 乙は、災害時においてLPガスの価格の高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第8条 乙は、協会活動を通じて、日常的にLPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備等会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（その他必要な支援）

第9条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第10条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「岐阜県災害対策本部」（警戒宣言が発せられた場合にあつては、「岐阜県地震災害警戒本部」）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協議）

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成14年 9月25日

甲 岐阜県
代表者 岐阜県知事 梶原 拓



乙 社団法人岐阜県エルピーガス協会
代表者 会長 村瀬 三郎

